

## 大津市農業経営開始資金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、予算の範囲内で農業経営開始資金（以下「資金」という。）を交付することにより、就農意欲を喚起し、及び就農後の経営の確立を支援し、もって農業に従事する人材の一層の確保及び定着を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 資金の交付の対象となる者は、本市の区域内に圃場を有する者で、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記2第5第2項第1号に規定する要件を満たすもの（以下「新規就農者」という。）とする。

### (資金の額等)

第3条 資金の額は、交付期間1月につき125,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、実施要綱別記2第5第2項第2号イ（ア）から（ウ）までに該当する場合の資金の額は、前項に定める額に1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 複数の新規就農者が農業法人を設立して共同経営する場合（経営開始後3年以上経過している農業者が法人を経営する場合を除く。）は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが、実施要綱別記2第5第2項第1号カに規定する目標地区に位置づけられた者等である場合（農地中間管理機構から農地を借り受けている場合を除く。）に限る。）それぞれに第1項に定める額を交付するものとする。

4 資金は、原則として半年を単位として交付する。

5 資金の交付は、3年間を限度とする。

### (交付申請書兼請求書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）

第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書及び規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市農業経営開始資金交付申請書兼請求書（様式第1号）とする。

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市農業経営開始資金交付決定（確定）通知書（様式第2号）により行うものとする。

### (資金の額の確定)

第6条 規則第15条の規定にかかわらず、資金の額は、前条の規定により通知した額で確定するものとする。

### (資金の交付停止)

第7条 交付対象者が、実施要綱別記2第5第2項第3号アからキまでに該当する場合は、市は資金の交付を停止する。

(資金の返還)

第8条 実施要綱別記2第5第2項第4号アからウまでに該当する場合は、交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、同号ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月15日から施行し、平成24年4月1日以後の期間分の交付に係る交付金について適用する。
- 2 この要綱は、国の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

(令和3年3月30日前に資金の交付の申請を行った者についての特例)

- 3 令和3年3月30日前に資金の交付の申請を行った者に係る令和3年度以後の資金の交付に係る第3条及び第4条の規定の適用については、第3条第1項中「経営開始1年目から経営開始3年目までにあつては交付期間1年につき1,500,000円とし、経営開始4年目以降にあつては交付期間1年につき1,200,000円」とあるのは「経営開始初年度にあつては交付期間1年につき1,500,000円とし、経営開始2年目以降にあつては交付期間1年につき3,500,000円から前年の総所得（農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間（実施要綱別記1第6第2項第5号ウに定める災害により就農を休止する場合に設けることができる資金の交付の休止期間をいう。）中の所得及び資金を除く。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、前年の総所得が1,000,000円未満の場合は1,500,000円）」と、第4条中「は、大津市農業次世代人材投資資金交付申請書兼請求書（様式第1号）とする」とあるのは「の様式は、市長が別に定める」とする。

附 則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月31日から施行し、平成27年度以後の給付金の交付について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年度に給付金の交付を受けた者に対する平成27年度以後の給付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に農業次世代人材投資資金の交付の申請をした者について適用し、改正前の大津市青年就農支援給付金要綱の規定に基づき青年就農支援給付金の交付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に資金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に資金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月28日から施行する。
- 2 改正後の大津市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に資金の交付の申請を行う者について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。
- 2 改正後の大津市農業経営開始資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に農業経営開始資金の交付の申請をする者について適用し、改正前の大津市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づく農業次世代人材投資資金の交付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。
- 2 改正後の大津市農業経営開始資金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に農業経営開始資金の交付の申請をする者について適用し、改正前の大津市農業経営開始資金交付要綱の規定に基づく農業経営開始資金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

大津市農業経営開始資金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 大津市長

住所  
氏名 印

大津市補助金等交付規則第4条第1項及び第18条第1項の規定により、次のとおり資金の交付を申請し、及び請求します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 <sup>※1</sup> 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア)		円
今年の交付資金額 <sup>※3</sup> (150万円)	(イ)		円
今回の交付申請額(請求額) <sup>※3</sup> 原則として(イ)の半額を記載			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業 <sup>※4</sup> 、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業 <sup>※5</sup> 、雇用就農者実践研修支援事業 <sup>※6</sup> による助成(農業法人等として)、経営継承・発展支援事業 <sup>※7</sup> による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない		

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除いた額
- ※3 夫婦で交付の申請をする場合にあっては、この額に1.5を乗じた額を記載すること。
- ※4 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記2の農の雇用事業
- ※5 新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業
- ※6 新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業
- ※7 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業

資金の振込口座(初回の申請に限り記入すること。)

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな)氏名			

交付申請書添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書、税務署等が受理した確定申告書の写し等(前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合に限る))。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

大津市農業経営開始資金交付決定（確定）通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった 年度大津市農業経営開始資金の交付について、次のとおり決定（確定）したので大津市補助金等交付規則第7条第1項及び第15条の規定により通知します。

交 付 年 度	年度
交付決定（確定）金額	円
交 付 条 件	大津市補助金等交付規則及び大津市農業経営開始資金交付要綱その他資金に係る国の要綱等の規定を遵守すること。